

国営札内川流域土地改良事業(かんがい排水)における事業費の負担区分の
 予定及び地元負担の予定基準

1 事業費及び事業費の負担区分の予定

(1) 国営事業費 100,600 百万円(令和6年度単価。ただし、物価変動により
 将来変動することがある。)

内訳 指定工事(一期)	43,930 百万円
うち 第一種指定工事	4,234 百万円
指定工程を除く第二種指定工事	39,696 百万円
指定工事(二期)	27,186 百万円
うち 指定工程を除く第二種指定工事	27,186 百万円
その他の工事	29,484 百万円
うち 第一種工事	4,240 百万円
指定工程を除く第二種工事	25,244 百万円

(2) 負担区分の予定

(単位：%)

工事の区分	国庫負担	道負担	市町村負担	地元負担
指定工事(一期) 頭首工	85.0	15.0	—	—
指定工事(一期) 用水路	80.0	16.0	4.0	—
指定工事(二期) 用水路	80.0	16.0	4.0	—
その他の工事 用水路	80.0	16.0	4.0	—

(注) 国及び道が負担する金額以外の負担金は、帯広市、中札内村、更別村及び
 幕別町が全額負担する。

2 土地改良法第 90 条の規定による市町村負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の帯広市、中札内村、更別村及び幕別町は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。)第 90 条第 9 項の規定により、当該市町村が負担する負担金を北海道に対して負担する。

3 市町村負担金の支払期間の始期

本事業に係る負担金の支払期間の始期は、本事業が完了した年度の翌年度の初日とする。

ただし、次の(1)から(4)までに掲げる場合は、それぞれにおいて定める年度の初日とする。

(1)本事業の完了する以前において、本事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、本事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認められる場合は、当該施行地域内にある土地の一部に係る部分の額については、原則としてその利益の全てが発生した年度の翌年度

(2)指定工事(一期)に係る負担金については、原則として当該工事が完了した年度の翌年度

ただし、指定工事(一期)のうち土地改良事業計画概要書に明記する指定工程以外の工事に係る部分の額については、原則として当該工事が完了した年度の翌年度

(3)指定工事(二期)に係る負担金については、原則として当該工事が完了した年度の翌年度

ただし、指定工事(二期)のうち土地改良事業計画概要書に明記する指定工程以外の工事に係る部分の額については、原則として当該工事が完了した年度の翌年度

(4)その他の工事のうち土地改良事業計画概要書に明記する指定工程以外の工事に係る部分の額については、原則として当該工事が完了した年度の翌年度

4 地元負担の予定基準

該当なし。

5 特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第 3 条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日から起算して、8 年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途(以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、法第 90 条の 2 の規定により特別徴収金を徴収されることがある。